

「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」 に基づく研究機関に対する機動調査の結果について

1. 趣旨

- こども家庭科学研究費補助金の管理・監査等については、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（令和5年6月12日こ成母第100号こども家庭庁成育局母子保健課長決定。）以下「ガイドライン」という。）により、研究機関及び配分機関が講じるべき事項を定め、遵守を求めている。
- また、ガイドライン第7節においては、研究機関の体制整備に関するガイドラインの実施状況を把握するために、こども家庭庁が履行状況調査を実施することが求められており、第4回科学技術部会（令和5年12月7日）において令和5年度履行状況調査等の実施方針等（以下、「実施方針」という。）を定めたところ。
- 今般、実施方針を踏まえ機動調査を実施したので、調査結果について報告を行うとともに、体制整備等に不履行があると判断された研究機関に対しては、所要の改善を促すために、管理条件の付与等の措置を講じる。

2. 調査対象

実施方針^{*}を踏まえ、厚生労働省における令和5年度履行状況調査において、体制整備・運用に不備があると判断された1機関（別紙1）。

^{*}こども家庭庁の令和5年度履行状況調査においては、厚生労働省において令和5年度に履行状況調査を実施する機関を除くこととしたが、同時に、厚生労働省において、体制整備・運用に不備があると判断された場合、こども家庭庁は機動調査を行い、所要の改善を促すための管理条件の付与等の措置を講じることを考慮することとした。

3. 調査内容

- ガイドラインに基づき、研究機関が遵守すべき項目について、調査対象機関に書面調査を実施した。また、併せて、調査対象機関以外の研究機関における体制整備に資するため、対象機関における「不正防止のための実効性ある取組事例」の収集も行った。

○調査事項（例）※

- ①最高管理責任者の役割、責任の所在・範囲と権限を定めた内部規程等を整備し、最高管理責任者に当たる者の職名を機関内外に周知・公表しているか
- ②競争的研究費等の運営・管理に関わる全ての構成員を対象に、コンプライアンス教育を実施しているか
- ③不正を発生させる要因に対応する具体的な不正防止計画を策定しているか
- ④発注・検収業務については、原則として、事務部門が実施しているか
- ⑤競争的研究費等の不正への取組に関する機関の方針等を外部に公表しているか
- ⑥内部監査部門は、不正が発生するリスクに対して、重点的にサンプルを抽出し、抜き打ちなどを含めたリスクアプローチ監査を実施しているか

※調査の観点は、体制整備等自己評価チェックリストのチェック項目に対応。

4. 調査経過

- 令和5年12月7日：科学技術部会 実施方針の審議・決定
- 令和6年3月上旬：調査対象機関に対し書面調査を実施
- 令和6年3月中旬：回答内容の確認
- 令和6年3月下旬：対応方針の決定
- 令和6年5月22日：科学技術部会 調査結果・対応方針の報告

5. 調査経過

- 書面調査の結果、ガイドライン要請事項のうち、未履行である事項が見られた。
- 本調査により収集した「不正防止のための実効性ある取組事例」に関しては、研究機関の規模や特性（大学、施設等機関）に応じ実効性のある取組が見られた。
（主な取組事例）
 - ・ 出張申請を行う際は旅費システムにおいて、各所属長の承認が必要となっている。所属長の承認後、経費管理を行う部署の担当者、役職者の確認が必要となっている。研究者の出張計画の実行状況は、出張後に提出される出張報告書により、把握、確認している。
- 調査結果については、別紙2のとおり。

6. 今後の取組

- 未履行事項については、ガイドラインに基づき、これらの事項を改善事項とし、

その履行期限を1年とする管理条件を付与した。

- こども家庭庁において、当該履行計画の進捗状況を継続的に確認していくとともに、令和6年度履行状況調査においては、当該機関をフォローアップ調査の対象とし、管理条件の履行状況について最終的な確認を行う。

機動調査対象機関一覧

No.	機関名
1	福岡大学

機動調査結果

機関名	総合所見	主な取組事例	機関に付与する管理条件(改善事項)
福岡大学	<p>ガイドラインにおいて機関に実施を要請する事項のうち、「第2節 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備」及び「第4節 研究費の適正な運営・管理活動」に関する事項について、いまだ実施に至っていない。</p> <p>このことから、当該事項を改善事項とし、その履行期限を令和7年2月28日とする管理条件を付することとする。</p> <p>また、令和6年度におけるフォローアップ調査の対象機関として管理条件の履行状況について、モニタリングすることとする。</p>	<p>第2節 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備</p> <p>【コンプライアンス教育の実施について】</p> <p>○新型コロナウイルス感染拡大を契機に web 上での受講環境を充実させた。受講方法は、大きく2つあり、ひとつは「本学独自の研修動画視聴(初回受講版・継続受講版・英訳版)」によるもの、もうひとつは「文部科学省提供の研究者向け動画(YouTube)の視聴」によるものである。</p> <p>本学独自の研修動画は、研究倫理及びコンプライアンス全般について詳細に説明した初回受講版、2回目以降の受講者向けに変更点や重点説明事項に特化した継続受講版、また、外国人研究者向けの英訳版の3種類を準備しており、受講者には受講アンケートおよび理解度確認テストを実施している。</p> <p>【コンプライアンス教育の見直しについて】</p> <p>○コンプライアンス教育用に作成した「研究遂行のためのガイドブック」を基に、研究倫理、行動規範や本学における研究費の運営・管理体制、不正防止計画に基づく研究費の適正な執行、研究活動におけるコンプライアンス、研究費の不正使用と不正受給、研究活動における不正行為、安全保障貿易管理等に関する説明を行っている</p> <p>また、毎年度、前年度の問題点や新たな注意点を加えるなど、内容の刷新を図っている。</p> <p>第4節 研究費の適正な運営・管理活動</p> <p>【予算執行状況の把握について】</p> <p>○研究費管理システムを利用して研究者が研究課題ごとの予算執行状況を随時確認できるようにしており、支出財源を特定して発注するよう促している。</p> <p>【研究者の出張計画の実行状況等について】</p> <p>○出張申請を行う際は本学の旅費システムにおいて、各所属長の承認が必要となっている。所属長の承認後、経費管理を行う部署の担当者、役職者の承認が必要となっている。研究者の出張計画の実行状況は、出張後に提出される出張報告書により、把握、確認している。</p>	<p>第2節 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備</p> <p>【不正に係る調査の体制・手続等の規程等について】</p> <p>○不正に係る調査の体制・手続等を明確に示した規程等を定めること。</p> <p>【不正に係る調査の体制・手続等の規程等に定めている事項について】</p> <p>(ア) 告発等の取扱い</p> <p>○「告発等(報道や会計検査院等の外部機関からの指摘を含む)を受け付けた場合は、告発等の受付から30日以内に、告発等の内容の合理性を確認し調査の要否を判断するとともに、当該調査の要否を配分機関に報告する」ことを規程等に定めること。</p> <p>(エ) 認定</p> <p>○「調査委員会は、不正の有無及び不正の内容、関与した者及びその関与の程度、不正使用の相当額等について認定する」ことを規程等に定めること。</p> <p>(オ) 配分機関への報告及び調査への協力等</p> <p>○「機関は、調査の実施に際し、調査方針、調査対象及び方法等について配分機関に報告、協議しなければならない」ことを規程等に定めること。</p> <p>○「告発等の受付から210日以内に、調査結果、不正発生要因、不正に関与した者が関わる他の競争的資金等における管理・監査体制の状況、再発防止計画等を含む最終報告書を配分機関に提出する。期限までに調査が完了しない場合であっても、調査の中間報告を配分機関に提出する」ことを規程等に定めること。</p> <p>○「調査の過程であっても、不正の事実が一部でも確認された場合には、速やかに認定し、配分機関に報告する」ことを規程等に定めること。</p> <p>○「調査に支障がある等、正当な事由がある場合を除き、当該事案に係る資料の提出又は閲覧、現地調査に応じる」ことを規程等に定めること。</p> <p>第4節 研究費の赤誠な運営・管理活動</p> <p>【物品・役務の検収業務について】</p> <p>○検収業務については、原則として、事務部門が実施すること。</p> <p>【特殊な役務に関する検収について】</p> <p>○特殊な役務(データベース・プログラム・デジタルコンテンツ開発・作成、機器の保守・点検など)に関する検収について、実効性のある明確なルールを定めた上で運用すること。</p> <p>○有形の成果物がある場合、成果物及び完了報告書等の履行が確認できる書類により、検収を行うとともに、必要に応じ、抽出による事後チェックなどを含め、これらに係る仕様書、作業工程などの詳細をこれらの知識を有する発注者以外の者がチェックすること。</p>